

# 伴走支援型特別保証のご案内

(「青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度」を含む)

※令和6年4月1日改正版

## 伴走支援型特別保証とは

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や収益力改善に取り組む場合に、保証料の一部を補助する制度です。

## ご利用いただける方（資格要件）

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者です。

- (1) セーフティネット4号認定を受けていること
- (2) セーフティネット5号認定を受けていること
- (3) 次のいずれかに該当すること（セーフティネット4号・5号の認定ナシ）
  - ① 最近1か月間の売上高が前年同月と比較して5%以上減少
  - ②
    - i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月と比較して5%以上減少
    - ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算と比較して5%以上減少
    - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少
    - iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少
    - v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少
    - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少
- (4) 激甚災害（令和6年能登半島地震に限る）適用地域に事業所を有し、激甚災害を受けたこと

## 制度の特徴

- 取扱期間は令和6年6月30日までに保証協会が保証申込み受付したものです。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者が、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関は中小企業者に継続的な伴走支援を行います。
- 金融機関には、原則として四半期に1回、中小企業者から経営の状況及び計画の実施状況等を確認していただきます。また、年1回、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告していただきます。
- 経営者保証免除対応（要件……①令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過、②直近の決算における法人・代表者の資産・経理等が分離）を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しません。
- 信用保証料の一部を国が補助します。



# 伴走支援型特別保証の概要

(「青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度」を含む)

保証限度額	1億円																									
対象資金	国制度：資格要件(1)及び(2)の場合…経営の安定に必要な事業資金、 資格要件(3)の場合…事業資金、資格要件(4)の場合…事業の再建に必要な資金 県制度：上記国制度(1)～(3)のうち、借換を含むものに限る（ニューマネー単独は不可）																									
返済方法	一括返済又は分割返済																									
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は5年以内）																									
信用保証料率	<p>資格要件(1)、(2)及び(4)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">経営者保証免除対応なし</th> <th colspan="2">経営者保証免除対応あり</th> </tr> <tr> <th>保証料率（固定）</th> <th>うち国補助</th> <th>保証料率（固定）</th> <th>うち国補助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.85%</td> <td>0.65%</td> <td>1.05%</td> <td>0.85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※条件変更保証料は補助対象外のため、正規の保証料率で事業者負担となります</p> <p>資格要件(3)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">経営者保証免除対応なし</th> <th colspan="2">経営者保証免除対応あり</th> </tr> <tr> <th>保証料率（固定）</th> <th>うち国補助</th> <th>保証料率（固定）</th> <th>うち国補助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.45%～2.20%</td> <td>0.25%～1.05%</td> <td>0.65%～2.40%</td> <td>0.45%～1.25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※条件変更保証料は補助対象外のため、正規の保証料率で事業者負担となります</p>		経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり		保証料率（固定）	うち国補助	保証料率（固定）	うち国補助	0.85%	0.65%	1.05%	0.85%	経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり		保証料率（固定）	うち国補助	保証料率（固定）	うち国補助	0.45%～2.20%	0.25%～1.05%	0.65%～2.40%	0.45%～1.25%
経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり																								
保証料率（固定）	うち国補助	保証料率（固定）	うち国補助																							
0.85%	0.65%	1.05%	0.85%																							
経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり																								
保証料率（固定）	うち国補助	保証料率（固定）	うち国補助																							
0.45%～2.20%	0.25%～1.05%	0.65%～2.40%	0.45%～1.25%																							
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要 但し、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない																									
担保	必要に応じて徴求																									
貸付金利	国制度…金融機関所定利率 県制度…金融機関所定利率から年1.3%引き下げた利率（固定利率、下限1.1%）																									
添付資料	<p>◆信用保証協会所定の申込資料のほか、資格要件に応じて次の（1）～（5）の書面が必要です。</p> <p>(1) 保険法第2条第5項第4号（セーフティネット4号）、又は同条同項第5号（セーフティネット5号）の規定による市町村長又は特別区長の認定書</p> <p>(2) 経営行動計画書（次の内容を満たすもの又は含むもの）</p> <p>①計画策定日の属する事業年度から3～5事業年度を計画期間とする</p> <p>②申込人の経営に係る現況・課題（計画策定日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項</p> <p>③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果</p> <p>④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画</p> <p>(3) ①売上高、②売上高総利益率、③売上高営業利益率の各種減少要件確認書</p> <p>(4) 罹災証明書（令和6年能登半島地震による災害に係るものに限る。）</p> <p>(5) 経営者保証免除対応確認書…経営者保証免除対応を適用する場合</p> <p>(6) 青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度申込書…県制度を利用する場合</p>																									

お問い合わせ先

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

詳しくは、与信取引のある金融機関又は当協会までお問い合わせください。

青森県信用保証協会 本部担当部署 保証業務課 TEL 017-723-1354

【営業所・支所】

青森営業所 017-723-1353 弘前支所 0172-32-1331 八戸支所0178-24-6181

五所川原支所 0173-35-4121 十和田支所 0176-23-4331 むつ支所 0175-22-1204

中小企業者の活力ある未来へ確かなサポート！



青森県信用保証協会

表面もご参照下さい